

千葉県DV防止・被害者支援基本計画 (第5次)



令和4年3月

千 葉 県

はじめに

配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そして、DVはその多くが家庭内で起こるため、時には子どもをも巻き込み、発見や対応が遅れ被害が長期にわたり深刻化しやすいという特性があるとされています。DVを許さない社会に向けて、関係機関との一層の連携強化等により、DV防止及び被害者支援等の施策の推進が必要です。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が成立し、翌年の4月に完全施行されてから20年が経過しました。この間、千葉県では千葉県男女共同参画計画（平成13年3月策定）及び平成18年4月からは千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第1次～第4次）に基づき、配偶者暴力相談支援センターの設置等DV被害者が県内のどの地域においても身近な場所で相談や支援が受けられる体制整備などDV対策に取り組んでまいりました。こうした中で令和2年度の県及び市町村のDV相談件数は、14,970件で、過去5年間は毎年15,000件に迫る水準で推移しており、今後もより一層の対策が求められます。

今般、現行計画（第4次）期間の終了を迎えることから、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標とする第5次の千葉県DV防止・被害者支援基本計画を策定しました。この計画では、児童虐待対応部門とDV対応部門とがより緊密に連携してDV被害の影響を受けた子どもたちへの支援を行うとともに、加害者対策の推進や、多様性に配慮したDV被害者相談体制の充実に取り組むこととしています。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を評価するとともに、千葉県DV防止対策検討会議からの御助言・御提案のほか、市町村、民間支援団体、パブリックコメント、さらにはDV被害者の方からの御意見を伺いながら進めてまいりました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、DVの根絶とDV被害者への支援に取組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

千葉県知事

熊谷 俊人

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 計画をすすめていく上での重要な視点	6
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	6
第2章 計画の内容	8
1 目指すべき方向	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	10
4 課題と施策の方向	11
【基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】	
施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進	11
施策の方向2 DV予防教育の推進	17
【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】	
施策の方向3 相談体制の充実	21
施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実	24
【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】	
施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進	28
施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進	32
【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と支援】	
施策の方向7 虐待の早期発見と安全確保	34
施策の方向8 子どもに対するケア体制の充実	38
【基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進】	
施策の方向9 市町村における支援体制の強化促進	41
施策の方向10 地域における連携体制の整備促進	44
【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】	
施策の方向11 職務関係者の資質向上	46
施策の方向12 関係機関との連携強化	50
第3章 計画の推進に当たって	53
資料編	55

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※1}（以下、「DV」という。））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、社会的地位や経済力の格差など男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

そして、DVはその多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートすることや、言動や態度による精神的な暴力のように外部からその発見が困難で、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、DVと同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの成長発達や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されており、DVと児童虐待が密接に関係することを踏まえ、令和2年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）と国の「基本方針」に、配偶者暴力相談支援センター^{※2}等DV対応機関と児童相談所^{※3}との相互連携に関する内容が含まれました。

DV対応と児童虐待対応の連携の他にも、通報や保護命令のあり方や加害者対策等新たに検討すべき課題も生じています。

加えて、近年、DV被害者のおかれている現状は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や休業等の状況下など社会情勢も影響し複雑で多様化していることから、市町村、民間支援団体等関係する機関とより一層の連携強化が必要となっています。

DV防止法が完全施行されてから20年が経過しました。この間、本県では、女性サポートセンターのほか、男女共同参画センターや各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け、DV被害者が県内のどの地域においても身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備してきました。

そして、DV防止法の改正等を踏まえ、平成18年3月に第1次基本計画、平成21年3月には第2次基本計画、平成24年3月には第3次基本計画、平成29年3月には第4次基本計画を策定し、様々な事業に取り組んでまいりました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の定義

DV防止法における被害者は、配偶者からの暴力を受けた者で、性別は問いません。配偶者には、事実婚も含み、また、離婚後（事実上の離婚を含む）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

さらに、平成25年のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力についても対象となりました。

生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）を受けた者については、DV防止法における「被害者」には含まれませんが、本計画においては、デートDVを受けた者を含めて「被害者」としています。

※2 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、DVを防止し被害者を保護するため、相談や一時保護、被害者の自立に向けた就業の促進や住宅の確保への支援等を行う機関です。なお、デートDVについても相談等に応じています。

県の女性サポートセンター、男女共同参画センター、13か所ある各健康福祉センターのほか、5市に設置されています。（資料編136ページに県内の配偶者暴力相談支援センターの一覧を掲載）

※3 児童相談所

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。

千葉県内には令和2年度末現在で、7か所（県所管：6か所、千葉市所管：1か所）の児童相談所が設置されています。

【これまでの取組の主な成果】

（1）相談体制の充実

本県では、DV防止法の施行に先立ち、婦人相談所において24時間・365日の電話相談を開始しました。平成14年には女性センター（現・男女共同参画センター）を、平成16年には県内13か所の健康福祉センターを、配偶者暴力相談支援センターと位置付け、電話相談だけでなく県内各地域で面接相談にも対応できるよう相談体制の充実を図ってきました。

（2）一時保護体制の強化

平成14年4月に婦人相談所を女性サポートセンターに改組して、中核的配偶者暴力相談支援センターとし、DV被害者の相談・保護・支援に取り組んできました。平成21年には同センターを新築しセキュリティの強化やバリアフリー化を図り、より安全安心な保護体制を確保しました。

(3) DV職務関係者の資質向上

DV相談業務に従事する県、市町村及び関係団体の職員向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成・配布しています。また、定期的にこれらの職務関係者向けの研修会や地域ごとの事例検討会を実施することなどにより、相談担当職員の資質向上を図りました。

県及び市町村等職員、関係団体職員向けの定期的な研修会は、従来から行っている新任職員研修及び経験者（経験1年以上）研修に加え、専門性を高めるための研修として、自立支援のノウハウを学ぶ研修を実施しました。

また、令和2年度は、配偶者暴力相談支援センター新任DV専門相談員を対象とした研修に、DVに関する専門講師を迎えることとし、より実践に即した内容としました。

(4) DV・デートDVの未然防止及び効果的な啓発の推進

DV被害者への相談窓口等の周知のため、関係機関にDV相談カードの設置やDV防止啓発リーフレット等の配布を依頼し、情報提供を行いました。

また、若者がDVや暴力等について考え、DVの被害者にも加害者にもならないように高等学校等においてDV予防セミナーを実施したほか、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードとデートDV防止啓発リーフレットを配布しました。

(5) DV被害者の生活再建に向けた支援施策の充実

一時保護所入所中及び退所後の被害者に対して、裁判所や役所、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、DV被害者の自立に向け必要となる法律や就職等に関する情報を提供する講座を開催しました。

(6) 市町村における支援体制の充実

県内の市町村では、令和2年度までの5年間に17市町村でDV防止法に基づくDV基本計画が策定され、2市で配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

DV相談窓口は全ての市町村で設置されていましたが、住民に身近な市町村におけるDV被害者の支援体制の充実を図るため、第4次計画では、全ての市町村の計画策定と11市の配偶者暴力相談支援センター設置を目標に掲げ、市町村へ働きかけと支援を行った結果、令和2年度末現在、計画策定済みは45市町村、配偶者暴力相談支援センター設置は5市となっています。

これまでの主な成果は以上のとおりですが、依然として次のような課題があるため、課題解決に向け、本計画期間中に目指すべき目標を設定しました。

【課題及び基本目標】

(1) 効果的な広報啓発及びDV・デートDVの未然防止

令和3年3月に公表された内閣府の調査によると、女性の約4人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた女性の約5人に1人は命の危険を感じています。また、男性は約5人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた男性の約20人に1人は命の危険を感じています。

本県の「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査（令和2年度実施）では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に満たない状況であり、約7割の人がメディアを利用した積極的な広報啓発活動が必要と回答しており、約8割の人が児童に対する予防教育を必要と感じていました。

また、「デートDVに関する大学生意識等調査」（令和2年度実施）においても、半数以上の大学生が相談窓口を知らないと答えており、学生を対象とした予防教育を必要と感じている人は約8割います。

そのため、今後も、DVに関する正しい理解を深めるため、若年層を対象とした予防教育の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用し、意識啓発や相談窓口の周知等に取り組む必要があります。

→基本目標「DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進」

(2) DV被害者の自立に向けた支援施策の充実

DV被害者の自立には、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。

また、被害者からは、住宅確保・就労支援などの要望や、精神的なケアを求める声が多く寄せられています。

そのため、DV被害者の自立に向けて、切れ目のない支援をきめ細かく行えるよう、県及び市町村職員等の資質向上を図るとともに、自立に当たり被害者が必要とする各種制度の情報を適切に提供し、制度の活用への支援を行うなどの取組を進めていく必要があります。

→基本目標「安全で安心できる相談・一時保護体制の充実と被害者の自立に向けた支援」

(3) DV対応部門と児童虐待対応部門等の連携強化

近年、DVと児童虐待が密接な関係にあることが注目されています。加害者からの暴力は被害者のみならず子どもにも向くことがあります。加害者からの暴力の結果、被害者は子どもを守ることができないこともあり、時には被害者も子どもに虐待を行ってしまうこともあります。

また、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは子どもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待として児童虐待に当たるとされています。DV対応部門は、DVは子どもの健全な成長を阻害する要因であることに留意して支援することが必要です。

DV被害者は児童虐待のみならず、生活困窮、障害等様々な困難を抱えていることも多い

ため、親子が安心して生活できるよう、DV対応部門と児童虐待対応部門、生活困窮や障害等への支援機関が相互に連携を深め、継続的に支援していくことが必要です。

→基本目標「子どもの安全確保と支援」

(4) 住民に身近な市町村におけるDV対策の強化

国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められています。

また、DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。

DVの防止から相談、一時保護、生活再建等多くの段階にわたり、地域に根差したきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、生活保護や各種手当の申請など、市町村の支援が不可欠であり、また、地域での継続的見守りが必要となっています。

また、近年、市町村へのDV相談件数が増加しており、市町村の役割がますます重要となっています。

そのため、市町村に対して、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働き掛けていくとともに、被害者の支援のための様々な取組に対し支援するなど、市町村におけるDV対策を一層促進する必要があります。

→基本目標「市町村におけるDV対策の促進」

(5) 切れ目のない支援のための職務関係者の資質向上

DV被害者の自立のためには、生活を営んでいく上での様々な問題を解決していかなければならず、その支援を行うためには、被害者が利用可能な各種制度等の情報を提供していく必要があります。

そのため、県や市町村、民間DV被害者支援団体等のDV職務担当者を対象に、被害者支援に係る専門知識が習得できる研修を開催するとともに、各種会議の中で事例検討等を行うことにより、担当職員の資質向上を図ります。

→基本目標「被害者支援のための体制強化」

2 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 第5次千葉県男女共同参画計画^{※1}、千葉県子どもを虐待から守る基本計画^{※2}との整合性を図った計画とします。

3 計画の期間

計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画をすすめていく上での重要な視点

- 暴力を受けた被害者の本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに、施策の決定や個別の事案の対応に当たっては、DV被害者の声を反映し、DV被害者の視点から進めることが重要です。
- 県がこれまで関係機関と作り上げてきたネットワークを活用しながら、市町村や民間支援団体等がそれぞれの役割を發揮し、連携を図っていくことが重要です。
- DVのほか、高齢者や障害者、子どもへ向けられた暴力、性暴力、ストーカー、人身取引なども含め、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現を目指すことが重要です。

※1 第5次千葉県男女共同参画計画（令和3年3月策定）

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。
- 「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」を目標とし、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- この計画では、7つの重点的取組の一つとして「DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」を掲げています。

※2 千葉県子どもを虐待から守る基本計画（令和2年6月策定）

- 「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づき、児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画です。
- この計画では、第2章「児童虐待の防止に向けた取組」の中で「DV対策との連携の強化」を掲げています。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）とは、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画に関連している目標は、下記のとおりです。

ゴール3：「すべての人に健康と福祉を」

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進すること等が掲げられています。

ゴール5：「ジェンダー平等の実現」

すべての女性・女兒に対するあらゆる形態の暴力を排除していくこと等が掲げられています。

ゴール 10 : 「人や国の不平等をなくそう」

性別や人種等に関わらず、社会的、経済的な平等を目指すこと等が掲げられています。

ゴール 16 : 「平和と公正をすべての人に」

あらゆる形態の暴力の根絶や子どもに対する虐待や搾取等、暴力の撲滅を目指すこと等が掲げられています。

以上から、本計画をすすめるにあたってジェンダー平等及びジェンダー、暴力の防止の視点を反映し、SDGsの達成に向けた包括的な取組に貢献していきます。

<SDGsとは>

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) のことで、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年(2030 年)までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

国の SDGs 推進本部が令和元年に決定した「SDGs 実施指針改訂版」では、地方自治体の様々な計画に SDGs の要素を反映すること等が期待されている。



資料：国連が作成したSDGsロゴ

第2章 計画の内容

1 目指すべき方向

県民だれもが元気で不安なく暮らしていくことができる、安心と安全が確立された社会づくりが求められています。そのためには、性別や国籍を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

この計画では、重大な人権侵害となるDVをしない、させない社会の実現を目指すとともに、不幸にもDV被害にあった場合には、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指します。

2 基本目標

千葉県におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するに当たり、次のとおり基本目標を定めます。

(1) DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、DVに関する正しい理解を深めるため、多様な主体に向けた広報啓発の推進を図るとともに、若者等に対する意識啓発や予防教育を推進していきます。

(2) 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

被害者がいつでも安心して相談することができ、いかなる場合でも迅速かつ安全に避難し、状況に応じた必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

(3) 被害者の自立に向けた支援

被害者の自立のためには、住宅の確保や就労、精神的なケア、子育てなど、様々な課題を解決する必要があります。このため、関係機関と連携を図り、被害者の意思に基づいた総合的な支援の充実を図ります。

(4) 子どもの安全確保と支援

DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生することが多く、また、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）では、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは児童に著しい心理的外傷を与え、心理的虐待として児童虐待に当たると定義しています。このため、児童虐待の早期発見と子どもの安全確保、その後のケアはDV被害者本人と同様に重要なことであり、関係者の連携により、子どもに対する支援の充実を図ります。

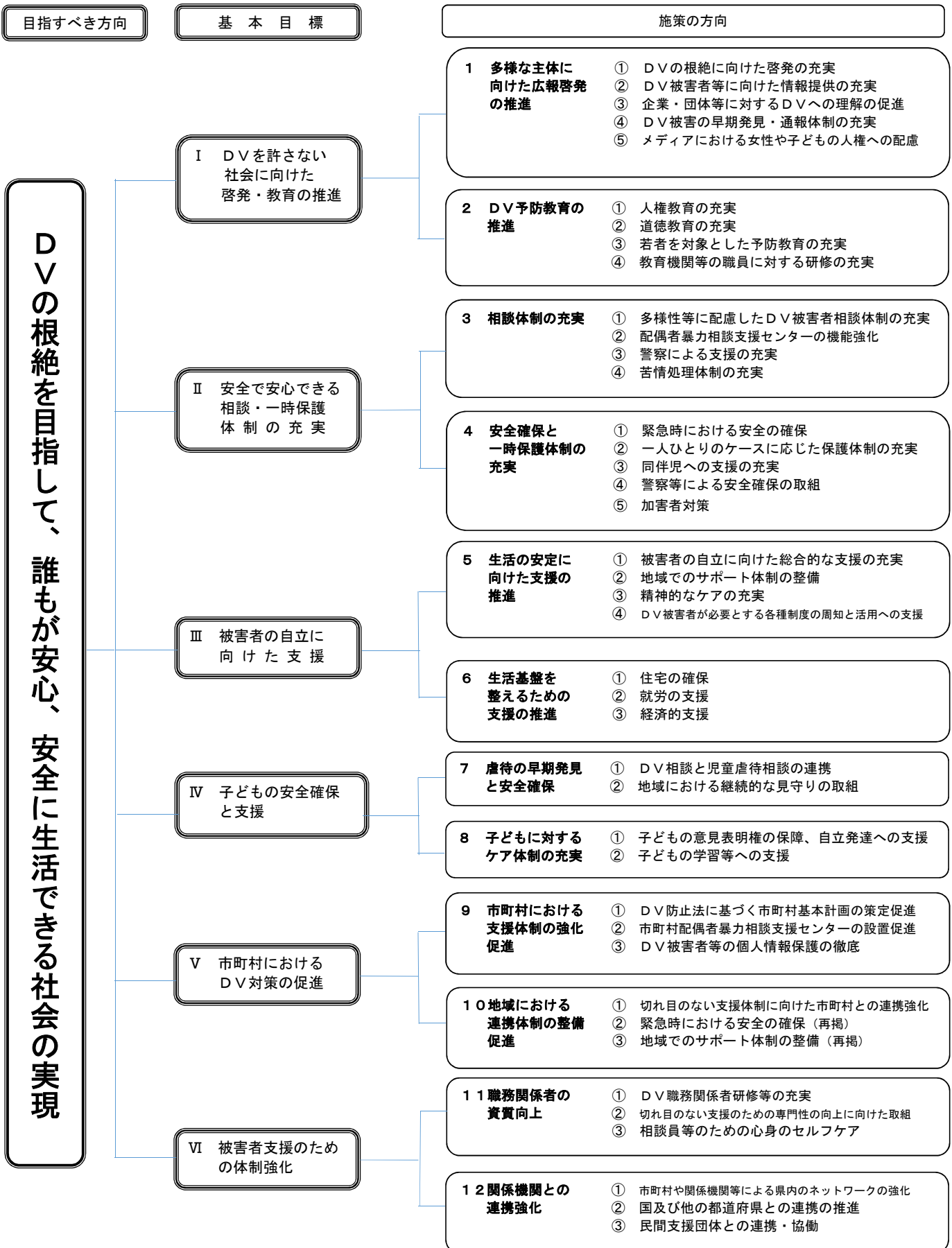
(5) 市町村におけるDV対策の促進

DV被害者に最も身近な行政主体である市町村は、被害者からの相談への対応や緊急時の安全確保はもとより、各種福祉施策や関係団体との連携等を通じて、継続して被害者の自立支援を推進しています。県では、市町村と連携し、これらのDV対策の促進を図ります。

(6) 被害者支援のための体制強化

被害者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うためには、職務関係者一人ひとりの資質向上が重要であることから、研修等の充実を図ります。また、市町村や関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図り、適切に対応していく必要があることから、一層の連携強化を図ります。

3 計画の体系



4 課題と施策の方向

【基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】

施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

【現状と課題】

- 令和2年度に行った「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査、大学生意識等調査では精神的暴力がDVであると認識していない人も一定数いることがわかっており（資料編参照）、DV被害は潜在化しやすいことから、身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力もDVであることをさらに周知し、社会的認知の徹底を図る必要があります。
- 令和2年度に行った「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に至っておらず、「知らない」と回答した人も約4人に1人となっています。「デートDVに関する大学生意識等調査」においても、「知らない」と回答した人が半数以上となりました。平成27年度に行われた調査から相談窓口の認知は若干増加していますが、今後も多様な広報媒体を活用し、相談窓口の周知に取り組んでいく必要があります。また、男性からの相談も毎年700件から800件程度（うちDV相談は毎年100件程度）寄せられており、相談件数の増加が見られるため、男性に対する広報にも配慮していく必要があります。
- DV被害者が加害者の元を離れて新たな生活を始めるに当たって、住民票の異動や身元保証人の確保が難しいことなどから、就業や住居の確保は容易ではありません。被害者の自立を円滑に進めるためには、企業や団体等がDVに対する正しい理解と認識を深めるとともに柔軟な対応を行うよう働きかけていく必要があります。
- 保健、医療機関で扱う様々な疾病の背景にDV被害が潜んでいることも少なくありません。また、子どもの態度や言動等から、教育機関等においてもDV被害の発見につながる場合があります。DV被害の早期発見には、発見しやすい立場にある保健・医療・教育機関等の職員が、DVについての理解をさらに深めることが重要になります。
- 近年では、スマートフォンの普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。情報発信をする側に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、性別や国籍などを問わず人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアからの様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。
- 「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」のリーフレット、ポスターを作成し、関係機関に配布していますが、広く県民に周知させるため、広報啓発活動を推進する必要があります。

ます。

- 加害者対策については、加害者にも被害者にもならないように若者を対象としたDV予防教育に取り組むとともに、DVに悩んでいる方に相談窓口を広く周知し、加害者からの相談にも応じることにより、加害者に対する意識啓発を行うなどDV防止に努めておりますが、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

施策の内容

① DVの根絶に向けた啓発の充実

- 多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実（児童家庭課）

県民一人ひとりがDVは人権侵害であることを認識し、DVに関する正しい理解を深めることができるよう、加害者への啓発も意識し、県民だより等県の広報誌やテレビ・ラジオ・インターネット等、多様な広報媒体を活用した効果的な広報を実施し、市町村に対しても積極的な広報を働きかけます。なお、DV被害は女性だけに限らないため、男性被害者に向けての働きかけも強化していきます。

また、DVと児童虐待は密接に関連することから、広報啓発に当たっては、DV防止と児童虐待防止の啓発を関係部署が連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。

- DV防止キャンペーンの充実（児童家庭課）

毎年11月12日から11月25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

県では、この期間を中心に自治会の協力を得てリーフレットを回覧・配布するとともに、街頭でDV防止キャンペーンを実施し、民間支援団体と協働してリーフレットや啓発グッズ等を配布、ラジオCMにて広報することにより、DV防止に向けて県民一人ひとりの意識を高めていきます。

また、キャンペーンの実施に当たっては、児童虐待防止部門と合同で実施し、啓発効果をより一層高めます。

■ DV防止キャンペーンで児童虐待防止も併せて啓発

※ このほか、オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止に向けた啓発活動）でも、DV防止を啓発します。

- 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進（児童家庭課）

DV被害が20代から40代の比較的若い世代の女性に多いことから、DVと児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、乳幼児健康診査や就学時健康診断の際などに保護者に配布します。また、子育て家庭への認知度拡大を目指し、小学校4年生、中学校1年生、高等学校1年生の保護者へも配布します。今後は、内容を更新していき、

DV被害の早期の気づきと相談へのつなぎをより一層促します。

- **家庭における暴力防止啓発パンフレットの内容更新と配布先の拡大**
 - ・ DVと児童虐待との関連性が強いことから、内容の見直しを適時行います。
 - ・ 配架場所の拡大
 - 子育て民間施設や一般企業（県商工会議所等を経由）への配布等

○ DV防止セミナーの充実（児童家庭課）

より多くの県民にDVを身近な問題として考えてもらうため、DVの現状と対応について学ぶDV防止セミナーの開催回数を拡大し、地域でのDV防止の意識を高めます。

- **DV防止セミナーの開催回数の拡大**
 - 年1回（令和2年度）→ 年2回以上
 - ※ より多くの県民にDV防止の意識を高めてもらうよう回数の増加を目指します。

○ 加害者を生まないための対策（児童家庭課、男女共同参画課、男女共同参画センター）

加害者が早い段階で、自らが行っている行為がDVであり重大な人権侵害であることを認識し改善につなげていけるよう、意識啓発を図ります。また、若者を対象に加害者にも被害者にもならないように相手の人権を尊重していけるようDV予防教育を行います。

さらに、DVに悩んでいる方に相談窓口を広く周知し、加害者からの相談にも応じることにより、加害者に対する意識啓発を行うなど、DVの防止に努めます。

加害者プログラムについては、国の動向を注視し、情報収集に努めます。

○ インターネットを活用した広報啓発の実施（児童家庭課）

インターネットやSNSを活用した広報啓発を行います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から在宅勤務が増えたことで、加害者が自宅にとどまり、電話による相談が難しくなる状況も考えられることから、被害者がスマートフォン等で情報を得られやすくなるよう、配慮します。

また、バナー広告等、DV被害・加害に自覚のない人たちに向けて広報啓発を行うことで、気づきにつながるようにします。遷移先の特設ホームページはDVについての理解を深めるための内容とします。

○ 人権啓発の推進（健康福祉政策課）

「DVが人権侵害である」と認識する人の割合は高まってきていますが、身体への暴力ばかりでなく、精神的、性的な暴力など、様々な形でDVは存在しており、引き続き県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

家庭・学校・地域社会・職員などあらゆる機会をとらえ、講演会、研修会、メディアを使った広報などを通じて人権啓発を推進します。

- 「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進（くらし安全推進課）

各相談窓口をまとめた「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」のポスター、リーフレットを作成し、犯罪被害者等の相談先となる市町村や関係機関等に配布して相談窓口の広報啓発を推進するとともに、広く県民に広報するため、各種キャンペーン等を通じて広報啓発活動を推進します。

② DV被害者等に向けた情報提供の充実

- DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供（児童家庭課）

DV被害者の目に留まりやすく、安心して手に取ることができるよう相談窓口の電話番号等を記載したDV相談カードやステッカーの配置場所の拡大、支援等に関する情報提供を積極的に推進します。

- 外国人のDV被害者に対する支援（児童家庭課、警察本部人身安全対策課）

国際交流センター等の関係機関と連携し、外国人向けリーフレット（6か国語）の内容を適宜更新し、DV相談窓口等の一層の周知を図るとともに、リーフレットは、外国人の増加に伴い配布回数を拡大します。

今後は、多言語で掲載するだけでなく、「やさしい日本語」※での案内を行うなど、日本に住む外国人が安心して相談できるように配慮していきます。

また、警察ではDV被害者向けのリーフレットを外国語（10か国語）でも作成し、警察署、交番・駐在所にて配布するとともに、県警ホームページに掲載して被害者への的確な対応が図られるようにしています。

※ やさしい日本語

日本に住む外国人に向けて、母国語で案内するのではなく、外国人が理解しやすい日本語の表現に配慮し、案内すること。

- 男性向け相談窓口の周知（男女共同参画課、男女共同参画センター）

男性のDV被害者等に対する相談窓口を、県民だより等の県の広報誌のほか、各市町村の広報誌への掲載、相談窓口の電話番号を記載した男性相談カードやステッカーの配置などを積極的に働きかけるなど、周知を図ります。

③ 企業・団体等に対するDVへの理解の促進

- DV被害者の自立に向けた理解の促進（児童家庭課）

企業・団体等に対して、DVに対する正しい理解を促し、被害者の安全確保の観点に立ったスムーズな医療保険の離脱手続きなど、DV被害者の自立に向けて適切な対応が行われるよう情報提供を行います。

- 企業・団体等と連携した広報啓発（児童家庭課、男女共同参画課）
DV相談カードの配置など、千葉県男女共同参画推進連携会議[※]等を活用し、企業・団体等に対する広報啓発の協力を働きかけます。

※ 千葉県男女共同参画推進連携会議

男女共同参画社会づくりのため、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、県域組織の団体等の参画により全体会や部会ごとに研修会や情報交換会を開催するなどの取組をしています。

④ DV被害の早期発見・通報体制の充実

- 保健・医療機関に対する広報啓発（児童家庭課）
保健・医療関係者に対し、DV被害の発見から通報までの流れ、警察・配偶者暴力相談支援センター等の機能についての周知を図ります。また、DV被害者に対する相談窓口等の情報提供や通報等への協力を働きかけます。
- 教育機関等に対する広報啓発（児童家庭課）
市町村と連携し、学校、保育所、幼稚園等に保護者への相談窓口等の周知やDV被害の兆候の発見・通報等への協力を働きかけます。
- 民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発（児童家庭課）
民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対し、啓発資料の配布や会議等を通じ、DVの知識普及を図るとともに、DV被害者に対する相談窓口等の情報提供や通報、見守り等への協力を働きかけます。
- 通報等への適切な対応（児童家庭課、女性サポートセンター等）
配偶者暴力相談支援センターは、通報等の内容から、被害者に対する危険が急迫している場合や児童虐待に当たると思われる場合には、警察や児童相談所等との連携を図ります。
また、通報等への対応に当たっては、加害者が通報者に対し何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等について漏洩することのないように徹底を図ります。

⑤ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

- 情報モラル教育の充実（教育庁学習指導課・児童生徒課）
児童生徒に対して、情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもを含む様々な人の人権へ配慮するように指導します。

数値目標

	取 組	基礎調査結果		第 5 次計画の目標
1	D V にあたる行為についての認識	インターネット アンケート調査 大学生意識等調査	精神的・経済的D V の認識 で 8 割以下の項目が見られ た	全ての項目において 100%を目指す
2	D V に関する相談 窓口の認知	インターネット アンケート調査 大学生意識等調査	「知らない」の回答が 23% 「知らない」の回答が 53%	「知らない」の回答 を 10%以下へ
3	配偶者からの暴力の 相談経験	男女共同参画社会 の実現に向けての 県民意識調査	誰かに「相談した」と回答し たのは全体 25%、女性 33%、 男性 11%	「相談した」の割合 を 50%へ

※ インターネットアンケート調査、大学生意識等調査、男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査については、資料編 63 ページにて掲載。

【基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】

施策の方向2 DV予防教育の推進

【現状と課題】

○ 県では、小・中・高・特別支援学校において「いのちを大切にするキャンペーン」を実施し、思いやりの心や生きる力を育むとともに、いじめ、暴力の根絶等、人権意識の高揚を図る指導を推進しています。また、高等学校では「マナーキャンペーン」※などを実施しています。DVを防止するためには、幼児期から生命の尊さや他人の痛みが理解できる心、豊かな情操、思いやりの心を育むことが大切です。

○ 若者を対象とするDV予防教育として、高校生等を対象に「それって『愛』なの？若者のためのDV予防セミナー」を開催し、DVやデートDVについて考える機会を提供してきました。DV予防セミナーにおける令和2年度の生徒へのアンケート結果によると、デートDVの認知度は60.0%でしたが、セミナーの理解度は97.2%で大きな効果があったと考えられます。しかし、実施校は着実に増加しているものの、未だ実施したことのない学校も多く、デートDVに対する認識に学校間で大きな差がみられます。今後はセミナーの実施校を拡大するとともに、児童福祉施設に入所している児童生徒を含め、より多くの若年層に向けた情報提供を行っていく必要があります。

また、高校1年生に対しては、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを、高校3年生に対しては、デートDV啓発リーフレットを作成・配布し、DVや暴力等について考える機会を提供しており、今後も効果的な予防教育に取り組んでいく必要があります。

○ 令和2年度のインターネットアンケート調査では、DVの予防に必要なことを尋ねたところ、80.4%の人が「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」と回答していることから、予防教育の必要性が認識されていることがわかります。また、76.4%の人が「家庭で保護者が子どもに対し、暴力がいけないことを教える」と回答していることから、保護者に対し、家庭教育の重要性を認識してもらう必要があります。

○ DVのある家庭におかれた子どもは、自身に対する直接的な暴力行為や家庭内の暴力を目撃することにより、心身に重大な悪影響を受けてしまいます。日ごろから学校や保育所等で児童・生徒と接する職員は、家庭内における暴力の早期発見や、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理の必要など、重要な役割を担っていることから、職員に対する研修の充実を図っていくことが大切です。

※ マナーキャンペーン

社会人としてのあるべきマナーや規範について、各学校が中心となって家庭・地域社会・関係機関と連携し、積極的な啓発活動や体験活動等を行うことで、生徒一人ひとりが日常生活のマナーを大切にし、より一層規範を遵守しようとする意識や態度を身に着けることを目的とする取組です。

施策の内容

① 人権教育の充実

- 学校における人権教育の推進（教育庁児童生徒課）

「あらゆる暴力は人権侵害である」という社会認識の浸透を図るには、子どもの頃からの心身の発達段階に応じた人権教育が大切です。学校においては「いのちを大切にするキャンペーン」、「マナーキャンペーン」等を実施することにより、児童生徒の人権意識を高めていきます。また、教職員に対しては、学校人権指導資料の配布や各種研修会を通じて、人権に対する意識啓発を図る等、学校全体で人権教育の一層の充実に努めます。

② 道徳教育の充実

- 学校における道徳教育の推進（教育庁学習指導課）

本県では、就学前から高等学校までを貫く道徳教育の主題を「『いのち』のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～」と定め、生命の尊厳や他者への思いやりの心の大切さなどについて深く考え、人間は互いに支え合って生きているということ子どもたちが学んでいくことによって、DV・セクハラ・ストーカー行為・いじめなどの人権侵害の発生を防ぐ土台づくりに努めます。

③ 若者を対象とした予防教育の充実

- DV予防セミナーの実施（児童家庭課）

若者がDVや暴力等について考え、夫婦や恋人等、親しい間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊敬しあえる関係を築いていくことによりDVの被害者にも加害者にもならないよう、高等学校等においてDV予防セミナーを開催します。特にこれまで未実施の学校に対して働きかけ、セミナーの実施校の拡大を図っていきます。

また、虐待を受けた子どもたちには、暴力の連鎖が起きやすいと言われており、将来家庭をもった際に暴力の連鎖を断ち切るひとつの機会となれるよう、児童福祉施設に入所している10代の若者を対象に開催を検討していきます。

■ DV予防セミナーの実施校の拡大

224回（平成28年度から令和2年度まで）

→300回（令和4年度から令和8年度まで）

5年間で県内すべての高等学校・大学・短期大学・高等専門学校・特別支援学校高等部で実施することを目指します。

○ デートDV相談カード等啓発資料の配布（児童家庭課）

異性との交際を始め交友関係が広がる高校生に対して、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを作成・配布し、DVや暴力等について考える機会を提供します。啓発資料については内容を見直す等、より充実させるよう努めます。

○ 大学と連携した広報啓発の実施（児童家庭課）

大学生に対するDV予防セミナーの開催やリーフレットの配布等の協力を大学に働きかけるとともに、学内での取組を支援します。

○ 家庭に向けた啓発の推進（児童家庭課、男女共同参画課、男女共同参画センター）

市町村と連携し、就学時健康診断等を通じた保護者に対するDVや児童虐待防止に関するリーフレットの配布や、男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止に努めます。

④ 教育機関等の職員に対する研修の充実

○ 教育機関等の職員に対する研修の充実（児童家庭課）

DV被害者の支援を行う機関や児童虐待を取扱う機関と連携しながら、DVに対する理解を深め、DVのある家庭に育つ子どもやデートDVの当事者に対する適切な対応が行えるよう、養護教諭やスクールカウンセラーなど、学校や保育所等の職員に対する研修の充実を図ります。

また、研修時などあらゆる機会を捉えて、デートDVやDVに関するチラシを配布し、学校や保育所等の職員が交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供します。

【コラム】デートDVとは

デートDVは交際相手からの暴力のことを言います。内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和3年3月）によると、交際相手がいいた女性の16.7%、男性の8.1%がデートDVを受けています。

デートDVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、SNS*などによる脅し、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり、束縛したりしようとする態度や行動も含まれます。

また、デートDVもエスカレートすると、ストーカー行為や暴行、傷害につながる恐れがあります。

なお、本計画では、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力をデートDVとしています。（資料編136ページに千葉県のDV相談窓口の一覧を掲載）

※ SNS

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス social networking service の略。（「日本大百科全書（小学館）」から）

【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】

施策の方向3 相談体制の充実

【現状と課題】

○ 令和2年度の県及び市町村のDV相談件数は、14,970件となっており、平成28年からの5年間は毎年15,000件に迫る水準で推移しています。

○ 県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談件数は、平成19年度以降、毎年5,000件程度の件数で推移しています。令和2年度は、女性サポートセンターで2,535件、男女共同参画センター1,145件、各健康福祉センター1,297件で、全体で4,977件となっています。

DV被害者の状況は多様化しており、女性サポートセンターの電話相談で対応した主な被害内容は、精神的暴力49.9%、次いで身体的暴力が47.4%、経済的暴力2.0%、性的暴力0.8%となっていますが、複合的な暴力がほとんどです。また、相談内容が多岐にわたっている中で、外国人、高齢者、障害者など複雑な問題が絡む相談が増えています。DV被害が深刻にならないよう問題解決に向けて助言や情報提供を行っていますが、今後も被害者の立場に立った迅速かつ的確な対応を取ることが必要です。

○ 県内の全市町村には、DV担当課及び相談窓口が設置されており、相談件数は年々増加傾向となっています。令和2年度は9,993件の相談件数のうち44.9%が面接相談です。DV被害者にとっての身近な窓口として、市町村の役割はきわめて大きいと考えられます。

DV防止法では、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、令和2年度末時点で野田市、市川市、千葉市、船橋市、我孫子市が配偶者暴力相談支援センターを設置していますが、他の市町村においても相談体制が充実・強化されるよう働きかけていく必要があります。また、規模の小さい市町村では、被害者が職員等と顔見知りである相談に行きにくいなどといった課題があることから、相談しやすい体制づくりが必要です。

○ 警察における令和2年度のDV事案認知件数は3,684件で、5年前と比較して約4割増加しています。警察では、県警本部（相談サポートコーナー）、警察署、交番、駐在所等において相談を受理していますが、引き続き、関係機関と連携してDV被害者の安全確保を最優先とした対応に努めるとともに、被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要です。

○ 県の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口での利用者からの苦情への対応については、男女共同参画苦情処理制度^{*}を引き続き適切に運用し、申出のあった苦情や意見について、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善につなげることが重要です。

※ 男女共同参画苦情処理制度

知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。

施策の内容

① 多様なケースに配慮したDV被害者相談体制の充実

- 多様なケースに応じた相談への対応（児童家庭課、女性サポートセンター）
DVに精通している弁護士や精神科医による相談を実施し、DV被害者の自立を支援します。また、外国人被害者については、通訳を介し母国語で相談できる環境を提供します。
- 高齢者・障害者への配慮（児童家庭課、女性サポートセンター）
高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
- 男性のための総合相談の実施（男女共同参画課、男女共同参画センター）
男女共同参画センターで男性のための総合相談を実施し、被害者だけでなく加害者からの相談にも対応する中で、被害者を支援するとともにDVの防止を図ります。
- LGBTs^{※1}への配慮（児童家庭課、女性サポートセンター、男女共同参画センター）
DVの相談は男女の関係によるものだけではないことに留意し、偏見や差別などのバイアスをかけずに支援できるよう、支援者の専門性向上を目指します。
- 専門的研修及びスーパービジョン^{※2}体制の整備
(児童家庭課、女性サポートセンター、男女共同参画センター)
支援者が性別や国籍等にとらわれずに、また多様化複雑化しているすべてのDV被害者へ適切な対応が行えるよう専門的な研修を実施するとともに、実践に必要な知識技術を身につけていくためにスーパーバイザーからの助言・指導を受けられる体制づくりを目指します。

※1 LGBTs

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）の頭文字を取ったもので、性的少数者の人々を指す言葉です。さらに性的少数者には上記以外にもさまざまな人がいることから複数形の「s」をつけることによって、あらゆる性的少数者が含まれることを表す「LGBTs」という表記が使われるようになってきています。（NHK福祉情報サイト「ハートネット」から）

※2 スーパービジョン

対人援助者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から事例を通じて教育を受ける過程のこと。援助者が指導者から業務の中で指導やアドバイスを行うことで、支援の質、技術の向上、トラブルへの対処能力の向上を目的としています。

② 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 女性サポートセンターの中核的機能の強化（児童家庭課、女性サポートセンター）

中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整・支援機能の充実を図ります。また、地域の配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談員、婦人相談員等を対象として、スキルアップのための研修の充実を図るほか、市町村等へ講師派遣を行い、相談担当職員の資質向上を支援します。

- 情報提供の充実（児童家庭課）

複雑化、多様化する相談に適切に対応するため、市町村、関係機関、民間支援団体等と連携して、DV被害者の生活再建等に向けた情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していきます。

- 自立支援講座の実施（児童家庭課、男女共同参画センター）

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。

③ 警察による支援の充実

- 相談・通報への迅速かつ適切な対応（警察本部人身安全対策課）

警察では、相談や110番通報等によりDV事案（DV事案を背景としたストーカー事案を含む。）を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによるさらなる被害の発生を防止するなどの措置を講じます。

- 援助の申出に対する適切な対応（警察本部人身安全対策課）

DV被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行います。

- 相談しやすい環境の整備（警察本部警務課）

DV被害者からの相談に対しては、事案の状況を判断し、緊急時における対応の教示、関係機関の紹介等の情報提供を行います。また、被害者の心理的な事情に配慮して、女性警察職員による相談の対応や相談室の活用等により、相談しやすい環境の整備に努めます。

④ 苦情処理体制の充実（男女共同参画課、児童家庭課）

- 男女共同参画苦情処理制度を適切に運用するとともに、県民への周知を図ります。

【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】

施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実

【現状と課題】

○ 県では、令和2年度までの5年間で毎年100人前後の一時保護を実施しており、そのうち大部分はDVが原因です。また、DV被害者の約6割が子どもを同伴しています。一時保護した人の入所経路は、令和2年度でみると、市町村の相談機関が63%で、警察関係が37%でした。地域別にみると、印旛健康福祉センター管内が17%、松戸健康福祉センター管内が11%、千葉市内及び市川健康福祉センター管内がそれぞれ10%です。年齢別では30歳以上40歳未満が29.2%、20歳以上30歳未満が28.1%、40歳以上50歳未満が21.3%となりました。また、10人が外国人でした。

女性サポートセンターでは、ケースワーカー※、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施しています。また、平成21年度には、同センターを新築し、バリアフリー化やセキュリティの強化、同伴児対応の子どもルームや学習室を設置するなど、受入れ体制の充実を図るとともに、自立に向けた様々な支援を行っています。

○ 一時保護を行う場合、警察、市町村等を経由して保護していることから、これらの関係機関からの的確かつ迅速な情報把握はDV被害者の安全を図る上で大変重要です。平成23年度から県と市町村で使用する共通の聞き取り票を作成するなど、被害者の状況を関係機関と速やかに共有し、より迅速な一時保護を行っています。今後もより一層の連携を図っていく必要があります。

一時保護所への入所は、休日・夜間では速やかな対応が困難な事例もあり、また被害者が一時保護所の入所を望まない事例もあることから地域において被害者の避難所を確保しておくことも必要になります。

また、被害者が児童を同伴した場合の当該児童のケアや学習指導など様々な事例に対応していくことが必要になっています。市町村や児童相談所等の関係機関と連携した適切な支援が求められています。

※ ケースワーカー

社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言や支援を行う人をケースワーカーといいます。

(「社会福祉用語辞典」(中央法規出版から))

○ 安全の確保のための取組として、配偶者暴力相談支援センターや警察では、加害者からのさらなる暴力により、DV被害者が生命・身体等に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、DV被害者に対して、保護命令の制度についての情報提供や助言、関係機関への連絡等を行っています。

警察では、保護命令が発令された場合、裁判所と連携を取りながら、被害者への危害防止、緊急時の通報等についての教示、加害者に対する指導・警告、保護命令違反被疑者の検挙等を行っています。しかし、検挙後に再び違反をしたり、危害を加える加害者もおり、保護命令制度の効果的な運用による被害者の安全確保のためにも、違反者への厳格な対応を図る必要があります。引き続き、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした関係機関との連携により、一層の安全確保に努める必要があります。

施策の内容

① 緊急時における安全の確保

- 緊急時における移送手段、避難場所の確保（児童家庭課、女性サポートセンター）

休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段や、直ちに一時保護所への移送が困難な場合等の避難場所の確保について、市町村等関係機関の制度を活用するなどして、DV被害者の心情に配慮した安全確保の体制を強化します。また、地域ごとに市町村や警察等を対象とした会議を開催し、安全確保のための役割分担の確認を行うなど連携体制の強化を図ります。

② 一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実

- 多様なケースに応じた一時保護（児童家庭課、女性サポートセンター）

DV被害者の受入れに当たっては、高齢者、障害者など多様な入所者の状況に応じた一時保護を実施するため、市町村や医療機関など関係機関と連携して、きめ細やかな対応を図ります。

- 医学的ケア・心理学的ケアの充実（児童家庭課、女性サポートセンター）

身体的、精神的に様々な問題を抱えている入所者や同伴児に対して、医師による疾病等の有無や診療の要否についての医学的側面からの判定や心理判定員によるカウンセリングを実施します。

- ケースワーカーによる同行支援の実施（児童家庭課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターの入所者に対して、必要に応じて、ケースワーカーによる医療機関や裁判所への同行支援を実施します。

- 一時保護委託先との連携の強化（児童家庭課、女性サポートセンター）

DV被害者の安全確保のため、一時保護委託先との連携強化を図ります。

- 外国人への配慮（児童家庭課、女性サポートセンター）
外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳での対応を行います。

③ 同伴児への支援の充実

- 保育・教育体制の充実（児童家庭課、女性サポートセンター）
女性サポートセンターでは、保育士や学習指導員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行い、退所後に安心して保育所や学校に通えるよう、支援体制の充実を図ります。
- 心理的ケアの充実（児童家庭課、女性サポートセンター）
保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを行うなど、同伴児の心理的なケアの充実を図ります。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行います。

④ 警察等による安全確保の取組

- 安全確保のための関係機関との連携（児童家庭課）
保護命令の申立てを行うDV被害者は、加害者からの抗議や追及により危害を受けるおそれが高いことから、配偶者暴力相談支援センターは被害者の意思を確認した上で、警察に被害者の安全確保に必要な情報を提供するなど、相互に連携を図り、被害者の安全の確保に努めます。また、被害者が保護命令の申立てをする際の迅速な処理や、調停時に被害者と加害者が直接会わないよう配慮することなど、裁判所において被害者の安全が図られ、安心して申立てができるような対応が取られるよう働きかけます。
- 保護命令に対する対応強化（警察本部人身安全対策課、児童家庭課）
保護命令発令の通知を受けた場合には、警察は速やかにDV被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で住居を訪問するなど、DVによる危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示し、被害者の生命、身体の安全確保に取り組みます。
また、配偶者暴力相談支援センターにおいても、被害者に安全確保や保護命令の留意事項について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮します。
- 危機管理体制の充実（児童家庭課、女性サポートセンター）
女性サポートセンターにおいて、非常災害に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。また、加害者からの追及があった場合の対応についても、研修を実施し、危機管理体制の充実を図ります。

⑤ 加害者対策

- 警察から加害者への指導等（警察本部人身安全対策課）

警察が関わったDV事案について、警察から加害者へ指導警告を行うとともに、DVであることの教示を行い、さらなる被害予防に努めます。

- 加害者対策に関する国の調査研究等、動向把握・情報収集（児童家庭課）

国が行っている調査研究等の動向把握や、他都道府県や民間団体で行っている加害者に対する事業等の情報収集などを通して、加害者対策に係る必要な施策の検討を行っていきます。

- 加害者からの相談への対応（男女共同参画課、男女共同参画センター）

男女共同参画センターで行っている相談では、DV被害者からの相談のみならず、加害者からの相談にも応じています。必要に応じて、男女共同参画センターで行っているカウンセリングにつなげる等、DV加害者への対応も行っています。

- 被害者支援における加害者への対応に関する研修等の充実（児童家庭課）

DV加害者に関する研修を行い、加害者の特徴等を知ることで、より充実した支援を目指します。

加害者に関する研修は、逃げられない／逃げないDV被害者に対する理解の深まりに資するものです。継続的な支援を必要とすることの多いこのような被害者の気持ちに寄り添い、適切な支援を行えるようにします。

■ 【新規】加害者対策検討作業部会

加害者対策について県内の現状を把握し、有識者とともに今後、県としてどのように取組むべきかを検討する。

【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】

施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

【現状と課題】

- DV被害者の自立のためには、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。県では、一時保護所退所後も被害者の状況に応じて必要な情報を提供し、本人の希望により相談に応じています。

また、一時保護所退所後の被害者に対して、裁判所や役所、病院等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業を実施しています。今後はこの取組を充実させるとともに、市町村も含めた支援体制の整備について検討していく必要があります。

さらに、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度^{*}では、市及び町村部に設置された相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じることにより、自立の促進を図ります。

- 一時保護所からの退所先は、令和2年度までの5年間ではアパート等が2割から4割と多い状況です。多くのDV被害者は、加害者からの追及を避けるため、今までの居住地と異なる地域で新たな生活を始めています。被害者が住み慣れた地域から離れて生活する中で様々な困難に直面した際に、身近に頼る人がいないために誰にも相談ができず孤立するといったことのないよう、地域でのサポートが重要となっています。

- また、令和2年度では一時保護所を退所した人のうち5割以上が生活保護を受給しており、約2割が母子生活支援施設など社会福祉施設へ入所している状況にあります。さらに、住民基本台帳の閲覧制限や健康保険の手続きなども自立のために必要であり、これらの実施主体である市町村との一層の連携が重要となっています。

- DV被害者への聞き取り調査によると、転宅先での子どもの就学や勉強、さらには自分自身の精神面や体調、追及の恐怖など多くの不安を抱えていることから、被害者への精神的ケアが必要です。

※ 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立のための相談の実施や住居確保給付金の支給、就労のための支援、一時的な生活支援、家計改善、子どもの学習・生活支援等の事業を行う制度。

施策の内容

① 被害者の自立に向けた総合的な支援の充実

- 自立につながる支援（児童家庭課、女性サポートセンター等）

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。

- 司法手続きに関する支援（児童家庭課、女性サポートセンター等）

配偶者暴力相談支援センターでは、警察等の関係機関と連携を図るとともに、保護命令や離婚調停等の法的支援について、弁護士会等の法律相談や、日本司法支援センター（法テラス）^{*}の民事法律扶助制度などの情報提供に努めます。

また、一時保護中及び退所後のDV被害者に対しては、必要に応じて裁判所や弁護士事務所への同行支援等を行います。

※ 日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法（平成16年6月公布）に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された法人。司法制度をより利用しやすくし、法的なサービスの提供を身近に受けられるようにする目的で、相談窓口業務（相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け等）や民事法律扶助業務（経済的な困窮者に対する裁判費用等の立替え等）等を実施します。

- 生活再建支援事業等の充実（児童家庭課）

一時保護所入所中及び退所後のDV被害者が裁判所や病院、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、情報提供や心身の回復に向けた継続的なカウンセリングを実施します。なお、生活再建支援事業による支援については、被害者のニーズも把握しながら、必要に応じ支援の内容について見直しを行っていきます。

また、市町村や関係機関と連携のうえ、見守りが必要な被害者については、母子生活支援施設など社会福祉施設の入所や民間のステップハウス^{*}利用に係る情報提供など、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

※ ステップハウス

明確な定義はありませんが、一時保護所（シェルター）退所後に、被害者が自立に向けた準備をするための居住施設（地域における自立した生活につなぐための中間的施設）をステップハウスといいます。多くは、自立支援に向けたケースワークとして、訪問相談、情報提供、同行支援等を行っています。

- 自立支援講座の充実（児童家庭課、男女共同参画センター）

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。講座の実施にあたっては、DV被害者のニーズ等を把握しながら内容の充実を図っていきます。

■ 生活再建支援事業及び自立支援講座の充実

DV被害者のニーズをより反映した内容とするため、DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析を行います。

② 地域でのサポート体制の整備

- 地域でのサポート体制の整備（児童家庭課、健康福祉指導課）

市町村に対し、DV被害者の自立に向けた様々な手続きが迅速に行われるよう、相談共通シートの提供による窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけるとともに、民生委員・児童委員^{※1}との連携等、地域におけるサポート体制の強化を促進します。

- 地域におけるネットワーク会議との連携（児童家庭課、女性サポートセンター）

市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や高齢者虐待防止ネットワーク、DV被害者を含んだ困難な問題を抱える女性支援ネットワーク^{※2}等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。

※1 民生委員・児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、必要な援助を行います。また、「児童委員」を兼ねており、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談支援等も行います。

※2 困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（地域協議会）

婦人相談員を設置する市において、婦人相談所等都道府県の関係機関や市の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働のもと情報交換、支援内容の協議を実施し、困難な問題を抱える女性への支援を展開します。

③ 精神的なケアの充実

- カウンセリングの充実（児童家庭課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターを退所したDV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、より効果的な方法で取り組んでいきます。

- 自立支援講座の実施（再掲）（児童家庭課、男女共同参画センター）

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。

④ DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援

- 福祉制度等の活用（児童家庭課、女性サポートセンター等）

DV被害者に対し、住民基本台帳の閲覧制限の制度や生活保護など、福祉制度の情報提供を行います。また、市町村に対し、これらの各種手続きがスムーズに行われるよう働きかけ、連携した支援を行います。

- 住民基本台帳の閲覧制限（児童家庭課）

DV被害者からの申出に基づき、加害者等からの請求による住民票や戸籍の写しの交付や閲覧を制限するなど、被害者の安全確保のための情報保護について、市町村へ周知徹底を図ります。

- 健康保険の加入（児童家庭課）

健康保険の被扶養者であったDV被害者が、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度についての情報提供や被害者の安全確保などについて、市町村へ周知徹底を図るとともに関係機関との連携を強化します。

- 生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課）

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図ります。

- DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供（児童家庭課）

DV被害者が自立の過程で必要な時に必要な支援を適切に受けることができるよう、被害者が利用可能な各種制度等の情報を網羅した相談員用のハンドブックを作成し、県及び市町村等の相談機関に配布します。

これにより、相談機関や相談員の力量の違いにより被害者への情報提供等のサービスに格差が生じることなく、県内全域で被害者が適切にサービスを受けられることを目指します。

また、被害者の要望やおかれている状況を踏まえ、被害者自らが活用できるよう本人専用のハンドブックを相談者と一緒に作成し、情報提供の充実を図ります。

■ DV被害者が利用可能な各種制度等を網羅したハンドブックの作成・配布（相談員用・被害者用）

※ 情報は、定期的に更新していきます。

【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】

施策の方向 6 生活基盤を整えるための支援の推進

【現状と課題】

- 一時保護所を退所したDV被害者が自立に向けて生活基盤を整えるためには、退所後の住宅の確保が必要です。DV被害者の多くは加害者からの追及を避けるため、今までの居住地とは異なる場所で新たな生活を始めることから、退所後の住宅の確保が課題となっています。県では、DV被害者が県営住宅への入居を希望した場合に優遇措置を実施するとともに、住宅の選定に係る不動産業者への同行等を行う生活再建支援事業を実施し、DV被害者が自立に向けた生活基盤を整えるための支援を行っています。

- DV被害者の就労的自立を可能とするためには、就労の支援が必要です。現状では一時保護所の退所者の5割以上が生活保護を受給しており、DV被害者の就労的自立が課題となっています。県では、職業訓練を実施するとともに、就職を希望する方に対する相談や職業紹介による就労支援を実施しています。

施策の内容

① 住宅の確保

- 住宅の確保（住宅課）
県営住宅におけるDV被害者の入居については、単身者を含め、抽選の際の当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。

- 生活再建支援事業等の充実（再掲）（児童家庭課）
一時保護所入所中及び退所後のDV被害者が裁判所や病院、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、情報提供や心身の回復に向けた継続的なカウンセリングを実施します。
また、市町村や関係機関と連携のうえ、見守りが必要な被害者については、母子生活支援施設など社会福祉施設の入所や民間のステップハウスの活用など、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

② 就労の支援

- 就労の支援体制の充実（児童家庭課、女性サポートセンター等）
DV被害者に対し、関係機関との連携により、ハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行います。また、一時保護中の被害者に対しては、必要に応じてハローワークへの同行など、就労活動を支援します。

- 職業訓練及び個別相談等の実施（児童家庭課、雇用労働課）

DV被害者を含めた母子家庭の母等の職業的自立を図るため、受講者のニーズにあった職業訓練を実施するとともに、就職を希望する方への個別相談や職業紹介による就労支援を実施します。

- 生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課）

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援します。

③ 経済的支援

- 生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課）

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給や就労支援などを行います。

- 生活福祉資金貸付制度の活用（健康福祉指導課）

千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化します。

【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と支援】

施策の方向 7 虐待の早期発見と安全確保

【現状と課題】

- 児童虐待防止法では、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは児童に著しい心理的外傷を与え、心理的虐待として児童虐待に当たると定義しています。

県内の配偶者暴力相談支援センターで受けた令和2年度のDV相談のうち、子どものいる相談者は、約6割でした。このうち約3割に家庭内でのDVによる心理的虐待以外の児童虐待の疑いがあり、DVと児童虐待は密接に関係していることがわかります。

- 女性サポートセンターにおいて、令和2年度までの5年間で497人の一時保護を実施しており、このうち約8割の398人がDV被害者で、DV被害者のうち約6割が子どもを同伴しています。

一時保護に同伴する子どもは、子ども自身が直接的な暴力を受けていなくても、保護者に対する暴力を目撃したことにより心に大きな傷を受けています。また、配偶者から暴力を受けたDV被害者の中には、被害者自身が心身ともに傷ついているため、子どもに対して暴力を振るってしまう場合や育児放棄してしまう場合があります。

DV及び児童虐待の未然防止、早期発見を始め、子どもと家庭のあらゆる相談により重点的に取り組む必要があります。

- DV被害者への聞き取り調査によると、新しい環境での子どもの友達関係や勉強に関すること、DVを目の当たりにしていた子どもへの精神的影響、加害者に子どもを連れ去られる心配など、多くの不安を抱えていることがわかりました。

被害者が転居先で安心して子どもと生活できるよう、学校や保育所、警察などの関係機関が連携を図り支援していく必要があります。

子どもの安全を確保するためには、子どもと直接接する教員や支援に当たる市町村の関係職員が、DVや児童虐待の知識を正しく理解し、個人情報の管理などに適切に対応することができるよう、研修の充実を図っていく必要があります。

施策の内容

① DV相談と児童虐待相談の連携

- 県や市町村等の相談機関の連携（児童家庭課）

児童福祉法及び児童虐待防止法により、児童虐待を発見した場合は、市町村や児童相談所へ通告しなければならないとされています。

DV被害者支援ではDV被害者に、児童虐待では被虐待児童に焦点が当たりがちになりま

すが、DV被害と児童虐待との相互の支援に間隙が生じないよう、県や市町村等において、DV防止を担当する部署と、児童虐待防止を担当する部署が連携を強化し、事業の効果的な推進を図るために、県において関係部署による実務者会議を開催します。

■ **県のDV防止と児童虐待防止の担当部署による実務者会議の開催**
年2回以上

※ 会議では、合同での広報啓発の取組やDV被害者の同伴児童への対応方法等について具体的に話し合い、事業の効果的な推進を図ります。

■ **県配偶者暴力相談支援センターによる児童相談所への出張相談**

児童相談所が関わっている家庭で、DVについて相談したいという希望があった場合に、健康福祉センターに配置されているDV専門相談員が赴き、適切な相談につなげます。

■ **【新規】DV防止と児童虐待防止の担当部署の連携強化のためのマニュアル作成**

DV防止と児童虐待防止の担当部署の職員が、DVと児童虐待がある家庭についてスムーズに連携を図り、丁寧な支援を行うことを目的に、マニュアルを作成します。

○ DV・児童虐待職務関係者研修の充実（児童家庭課）

DVと児童虐待が密接な関係にあることへの理解を深め、DV被害者やその子どもへの適切な対応が行えるようにするため、DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れながら実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、職務関係者の研修の充実を図ります。

■ **DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れた専門的な研修の実施**
(例) DVのある家庭に育つ子どもへの影響と対応を学ぶ研修
困難事例への対応方法を学ぶ被害者支援スキルアップ研修 等

○ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進（再掲）（児童家庭課）

DV被害が20代から40代の比較的若い世代の女性に多いことから、DVと児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、乳幼児健康診査や就学時健康診断の際などに保護者に配布します。また、子育て家庭への認知度拡大を目指し、小学校4年生、中学校1年生、高等学校1年生の保護者へも配布します。今後は、内容を更新していき、DV被害の早期の気づきと相談へのつながりをより一層促します。

■ 家庭における暴力防止啓発パンフレットの内容更新と配布先の拡大

- ・ DVと児童虐待との関連性が強いことから、内容の見直しを適時行います。
- ・ 配架場所の拡大
→子育て民間施設や一般企業（県商工会議所等を経由）への配布等

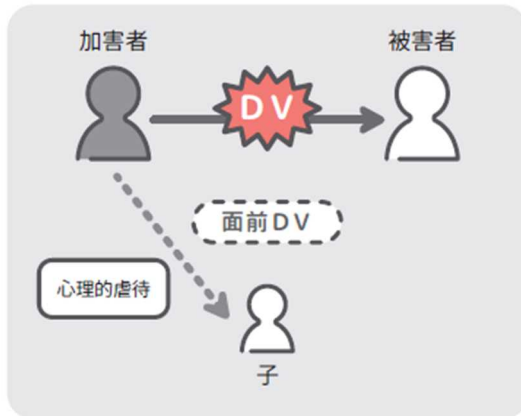
② 地域における継続的な見守りの取組

- 地域におけるネットワーク会議との連携（再掲）（児童家庭課、女性サポートセンター）
市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や高齢者虐待防止ネットワーク、DV被害者を含んだ困難な問題を抱える女性支援ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。
- 警察等との連携による安全確保（児童家庭課）
学校・保育所・社会福祉施設等においては、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進します。
- 学校職員等への研修の充実（児童家庭課）
児童・生徒と直接触れ合う学校職員等が虐待の兆候を発見して、児童相談所等へ通告することが虐待を早期に発見して被害児童を救うこととなります。また、加害者が避難したDV被害者を探すため、学校等に問い合わせる等の行動も見られます。
児童虐待の早期発見や、加害者の追及からDV被害者及び子どもの安全を確保するため、「教職員のための児童虐待対応マニュアル」や「DV関係機関対応マニュアル（追及者から被害者を守るために）」などを活用し、学校職員等研修において意識や知識を高め、その対応の徹底を図ります。

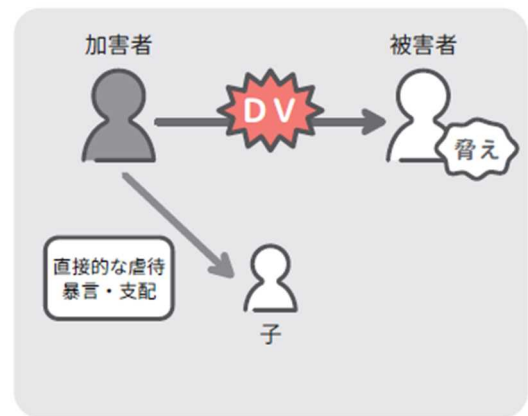
DVと児童虐待

○ DVと児童虐待が併存する事案にはいくつかのパターンがあります。

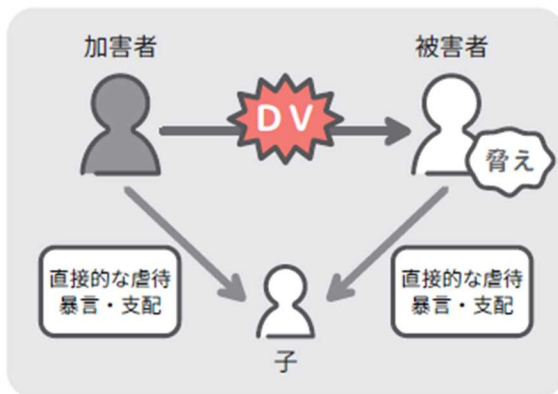
① 心理的虐待（DVによるもの）のケース



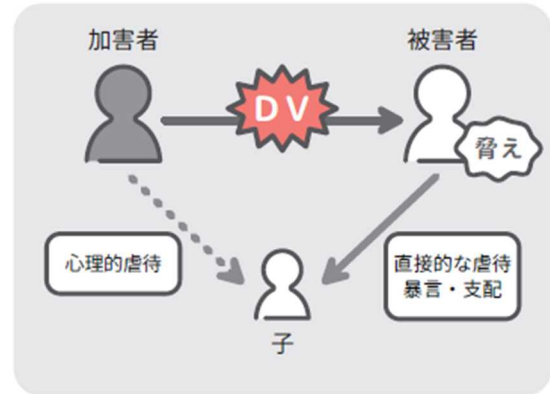
② DV加害者から子どもへの虐待のケース



③ DV被害者から子どもへの虐待のケース(1)



④ DV被害者から子どもへの虐待のケース(2)



※ そのほかにも、家族において一方向もしくは双方向的な暴力などが行われるケース、子どもから親に対する暴力・暴言などが行われるケースもあることから、家族全体の状況を包括的に把握する必要があります。

出典：厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン』

(監修) DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究 有識者検討会

(制作) 株式会社リベルタス・コンサルティング

【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と支援】

施策の方向 8 子どもに対するケア体制の充実

【現状と課題】

○ 令和2年度に一時保護所に入所したDV被害者のうち58%が子どもを同伴しており、その内訳は乳幼児が61%、小学生以上が36%です。被害者の中には、DVを受けたことによるPTSD[※]の状態にある人もおり、子どもの変化に気づきにくくなっていることもあります。また、被害者に同伴されている子どもは、加害者から身体的な暴力を受けている場合もあります。

同伴児は、自身に対する暴力やDVの現場の目撃等により、心に大きな傷を受けています。また、暴力的な言動、多動傾向、言葉の遅れなどがみられる子どももおり、心理的ケア等の充実を図ることが重要です。

県では、一時保護所に入所している同伴児に対して、心理判定員によるカウンセリングを実施しています。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行っています。

○ 児童相談所や児童福祉施設では、DVの目撃等を経験した児童に対して心理療法担当職員が必要に応じて心理的ケアを行っています。また、民間児童福祉施設に入所している児童に長期的なケアが必要な場合は、心理療法担当職員を派遣し訪問カウンセリングを実施しています。

また、児童虐待を行う保護者等への指導を効果的に行うため、児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師の協力を得て、保護者の抱える心の問題へのカウンセリング、指導を実施しています。

○ 子どもの健やかな成長のための支援を受けることは、被害者自身の生活の安定にとっても大切です。子どもに対しては、女性サポートセンターでの一時保護中の保育・学習指導等のもとより、退所後の転校手続きの弾力化や保育所への優先入所、精神的なケアを行い、充実した支援を行います。

※ PTSD（心的外傷後ストレス障害）

強烈なトラウマ体験（心的外傷）がストレス源（ストレッサー）になり、心身に支障を来し、社会生活にも影響を及ぼすストレス障害

施策の内容

① 子どもの意見表明権の保障・自立発達への支援

○ 子どもの意見表明権の保障（児童家庭課）

一時保護されたDV被害者の同伴児や、児童相談所へ一時保護されたり、児童福祉施設へ入所したりした児童の今後の生活について、児童自身はその意見や希望を表明する権利がより一層保障されるように努めます。意見聴取の機会を保障し、聴取の際には子どもの状態に合わせて丁寧に面接することにより、意見表明権が実質的なものになるよう、十分配慮します。

○ 子どもの精神的なケアの充実（児童家庭課、女性サポートセンター）

児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター、学校、医療機関等の関係機関と連携・協力してカウンセリングを実施するなど、継続的なケアが必要と思われる子どもについて、症状や発達段階に応じた、きめ細やかな心のケアを行います。

○ 民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング（児童家庭課）

DVの目撃等を経験した児童に対して心理的なケアが必要なことから、入所している児童福祉施設への訪問カウンセリングを実施します。

② 子どもの学習等への支援

○ 転校手続きの弾力化及び学習支援（教育庁教育総務課・学習指導課・児童生徒課、児童家庭課）

学校等に対し、DV被害者の実情に応じ、学区を越えた転校について、弾力的に受入れを行うよう働きかけます。また、児童相談所の一時保護所では、保護者からの不適切な養育のため入所し、安全を確保するために通学が困難な子どもへの学習支援に取り組んでいます。

○ 保育所への優先入所（子育て支援課）

DV被害者の同伴する児童の保育所への入所について、ひとり親家庭等の取扱いと同様、優先的に取り扱われるよう働きかけます。

○ 保育・教育体制の充実（再掲）（児童家庭課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターでは、保育士や学習指導員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行い、退所後に安心して保育所や学校に通えるよう、支援体制の充実を図ります。

○ 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援（健康福祉指導課）

生活保護世帯や就学援助世帯などの小中学生等に対し、学習支援教室などの学びの場を提供するとともに、相談支援員を配置し、生徒等の整理整頓や身だしなみなど生活習慣の改善や保護者からの子育て等の相談への助言等を行います。

【基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進】

施策の方向 9 市町村における支援体制の強化促進

【現状と課題】

○ 国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められており、その一方で、県には広域的・専門的な役割を求めています。

○ DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。さらに、国の基本方針では、地域の実情に合わせ、緊急時におけるDV被害者の安全の確保や、生活再建に向けた継続的な支援策の整備等、積極的な取組を行うことを市町村に求めています。

県内の全市町村には相談窓口が設置されており、市町村によっては独自の取組として、被害者が避難するための交通費や、民間の宿泊施設に一時的に保護した場合の宿泊費の助成などを積極的に行っているところもあります。

令和2年度末時点で県内の市町村で基本計画を策定しているのは45市町村ありますが、配偶者暴力相談支援センターの設置は野田市、市川市、千葉市、船橋市、我孫子市の5市にとどまっています。

DVの防止から、相談、一時保護、自立等多くの段階にわたって、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。なかでも、被害者の自立には、生活保護や各種手当の申請、社会福祉施設等への入所、住民基本台帳の閲覧制限や健康保険の手続きなど、市町村の支援が不可欠です。

県では、市町村とDV対策に係る共通認識を持つため、毎年度、市町村DV対策担当課長会議等を開催して情報交換を行うとともに、各種研修会を通じ、相談、一時保護、自立など被害者支援の知識の習得や能力の向上に努めてきました。今後も市町村における相談、自立支援の機能強化に向けた支援を行うとともに一層の連携を図っていく必要があります。

○ 一時保護所を退所したDV被害者の多くは、従前の居住地を離れ、別の市町村で新たな生活を始めます。転宅先で安心して生活ができるよう、前住所地と転宅先の市町村が相互に連携し、被害者の状況に応じた円滑な支援が行われるよう、市町村間の協力体制を築くことが重要です。

DV被害者支援を円滑に行うためには、被害者に関する情報を関係機関と共有することが重要であることから、市町村において、警察、学校、健康福祉センター、民間支援団体などからなるネットワーク会議の設置が期待されます。

- DV加害者は様々な手段を使って、被害者の行方を捜そうとします。特に、加害者が手掛かりを求めることが多いのは市町村の窓口であり、被害者の転居先の住所などの個人情報を不正に聞き出し、被害者が重大な事件に巻き込まれる事例も生じています。このため、住民基本台帳を保有している市町村では、担当課と連携し、個人情報保護の徹底を図ることが大変重要です。

施策の内容

① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進

- 市町村基本計画の策定促進（児童家庭課）

市町村が地域に根ざしたきめ細やかなDV施策を推進するためには、地域の実情を踏まえた基本計画を策定し、計画的に取組を進めることが重要です。

そこで、基本計画を策定しようとする市町村に、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、各種施策が円滑に進むよう、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援を行い、策定を促進していきます。

なお、市町村応援マニュアルは、基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置並びにネットワーク会議の開催に係る具体的な手順を示すことを目的に、平成25年3月に作成し市町村に配布しています。作成から数年が経過したことから、全国及び県内市町村の先行事例や国の各種調査結果報告書等を参考に、当該マニュアルの内容を充実させながら、基本計画の全市町村での策定を目指します。

■ DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進

策定市町村数

45市町村（令和2年度末）→全（54）市町村（令和7年度末）

② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援（児童家庭課）

配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるように促していきます。

■ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

設置数5市（令和2年度末）→11市（令和7年度末）

DV相談件数の多い市町村（概ね年間200件以上）での設置を目指します。11市での設置が実現した場合、県内の市町村における相談件数（令和2年度）の約8割をカバーできます。

③ DV被害者等の個人情報保護の徹底

○ DV被害者等の個人情報保護の徹底（児童家庭課）

加害者が被害者等の個人情報を不正に取得することを防ぐため、市町村では、庁内の関係課と連携し、DV被害者等の個人情報保護を図る必要があります。

県では、研修会や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知していきます。

また、DV被害者から相談があった場合には、国、県及び民間事業者でも個人情報を取り扱っていることをDV被害者本人へ注意喚起することにより、関係各課がDV被害者等の個人情報保護の徹底を図るよう周知します。

【基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進】

施策の方向10 地域における連携体制の整備促進

【現状と課題】

○ 県内の全市町村はDV相談窓口を整備し、様々なDV相談に対応するとともに、必要によりDV被害者の安全確保と自立に至る継続的な支援が求められています。これらの相談、安全確保、自立支援は、もとより市町村のみで対応できるものではなく、現状においても、市町村が県の健康福祉センターや児童相談所、医療機関、警察、裁判所、民間支援団体等の様々な機関と連携し、継続して被害者を支援しています。

また、加害者からの追及等により他県に転居する場合は、他県の市町村とも連携して支援が途切れることのないよう、継続して被害者を支援していく必要があります。

県では、これまで市町村へ相談対応に係る助言や、被害者の安全確保に係る情報提供、被害者の自立支援に係る助言等を行ってきましたが、市町村への対応については今後もより一層の充実が求められます。

さらに、各市町村において犯罪被害者等からの問い合わせがあった場合に、総合的な対応を行う「総合的対応窓口」を県内全ての市町村が設置していますが、今後はその機能の充実を図る必要があります。

施策の内容

① 切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化

○ 各種会議の実施（児童家庭課）

市町村DV対策担当課長会議及び実務者会議、地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、関係機関を含む地域の実情に合わせた検討会を実施するなど、市町村との連携の強化を図ります。

○ 市町村における支援体制の整備（児童家庭課）

新たな生活を始めたDV被害者が安心して生活していけるよう、支援に当たる市町村職員等に研修を実施し、心身の相談や見守りなど、地域における継続的な自立支援を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行います。

○ 市町村間の連携体制の構築（児童家庭課）

DV被害者の自立には、経済的な支援をはじめ多岐にわたる支援が必要であり、その重要な役割を担う市町村間における情報共有や支援方法の検討会などを実施できる連携体制の構築に努めます。

- 犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用（くらし安全推進課）

「総合的対応窓口」に犯罪被害者等からの問い合わせがあった場合に、各市町村内において情報共有を図り、確実に関係相談窓口・関係機関につなぐ役割が担えるよう市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促します。

② 緊急時における安全の確保（再掲）

- 緊急時における移送手段、避難場所の確保（再掲）（児童家庭課、女性サポートセンター）

休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段や、直ちに一時保護所への移送が困難な場合の避難場所の確保について、市町村等関係機関の制度を活用するなどして、DV被害者の心情に配慮した安全確保の体制を強化します。また、地域ごとに市町村や警察等を対象とした会議を開催し、安全確保のための役割分担の確認を行うなど連携体制の強化を図ります。

③ 地域でのサポート体制の整備（再掲）

- 地域でのサポート体制の整備（再掲）（児童家庭課・健康福祉指導課）

市町村に対し、DV被害者の自立に向けた様々な手続きが迅速に行われるよう、相談共通シートの提供による窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけるとともに、民生委員・児童委員との連携等、地域におけるサポート体制の強化を促進します。

- 地域におけるネットワーク会議との連携（再掲）（児童家庭課、女性サポートセンター）

市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や高齢者虐待防止ネットワーク、DV被害者を含んだ困難な問題を抱える女性支援ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。

【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】

施策の方向 1 1 職務関係者の資質向上

【現状と課題】

- 県では、女性サポートセンターに婦人相談員、ケースワーカー、心理判定員、保育士、看護師等を配置し、DV被害者の支援に当たっています。また、各健康福祉センターにDV専門相談員を配置し、婦人相談員等と連携を取りながら相談業務を行っています。

これらの職務関係者に加え市町村や学校など関係機関の職員に対し、DV及び児童虐待に関して経験に応じた研修を実施しているほか、DV相談業務の担当者向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成し提供しています。

- 県の配偶者暴力相談支援センターには、令和2年度までの5年間で毎年16,000件から20,000件を超える相談が寄せられていますが、そのうちDVは約3割を占めており、毎年4,700件から5,400件でした。DV以外の相談は、自身の健康や仕事、家族の問題など多岐にわたっています。これらの多様な相談内容に対し適切な対応をするためには、幅広い知識の習得が必要です。

また、DV被害者からの相談を受けるに当たっては、被害者の置かれた環境や心身の状態を理解し、その安全性や秘密の保持に十分配慮するとともに、二次被害*防止に努める必要があります。

- 相談員が相談を受けるとき、判断に迷うことや、相談員自身が悩んでしまうことがあります。女性サポートセンターは中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、各地域配偶者暴力相談支援センターの相談員や市町村職員等に助言及び情報提供を行うとともに研修等で事例検討を行うことなどにより、職務関係者の資質向上を図っていく必要があります。

※ 二次被害

DV被害者からの相談に対応した職員等の言葉や態度により、被害者がさらに傷ついてしまうこと、また、各種手続きをする際、対応した職員等がDV被害者の転居先等の情報を加害者側に伝えることにより、被害者の安全が脅かされることも二次被害といえます。

《二次被害の例》

- ・「子どもを置いてでてきて」・・・本人が一番気にしていることです。
- ・「夫婦なんだから、旦那を支えてあげなきゃ」・・・支えてほしいのは相談者です。
- ・「お互い様、けんか両成敗」・・・分かってもらえない、責められたという気持ちにさせます。
- ・何人も出てきて対応・・・囲まれて尋問されているような気分させます。
- ・笑ったり、他の職員と談笑しながら対応・・・誠意を疑う態度ととられます。

- 相談員が、DV被害者から深刻な被害状況等を聞いているうちに、いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態になるなど、心身の健康が損なわれることがあります。こうしたことを防止するためには、相談員自らがスーパーバイザー*からの助言・指導を受けるなど、ケアされる機会を積極的に活用できるようにします。

※ スーパーバイザー

個々のケースの支援者に対し、実践に必要な価値、知識、技術を具体的に伝えるほか、支援者の精神的なサポートもします。スーパービジョン（事例を報告し、適切な方向付けを得るための指導）を受ける際の指導者をスーパーバイザーといいます。スーパーバイザーには、通常スーパービジョンを受ける人よりも経験豊富な、師匠格・先輩格の人になります。（「社会福祉用語辞典」（ミネルヴァ書房）から）

- 市町村、県関係機関職員を集めた犯罪被害者等の支援担当者の会議、研修会を実施していますが、毎年、犯罪被害者等の支援担当者が交代していることから、会議、研修会への出席の必要性が認識されにくい傾向にあります。

施策の内容

① DV職務関係者研修等の充実

- DV職務関係者研修の充実（児童家庭課）

DV被害者への適切な対応が行えるようにするため、実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施するなど、職務関係者の研修の充実を図ります。

研修の実施に当たっては、二次被害の防止や被害者等に係る情報管理の徹底を図ります。

また、県・市町村等関係機関向けの「DV関係機関対応マニュアル」の充実を図り、研修において活用します。

さらに、加害者対策に関する研修を増やし、加害者に対する理解を深め、被害者支援のさらなる向上に努めます。

■ 加害者への対応に関する専門的な研修の実施

（例）既に加害者からの相談及び更生に向けたプログラムを実施している等
ノウハウのある自治体や民間団体から講師を招き基本的な知識及び技術を学ぶ研修

- 市町村、関係機関への講師派遣（児童家庭課）

市町村や裁判所など関係機関が開催する研修や講演会等へ職員を講師として派遣するなど、研修機会の確保に努めます。

- 国等で主催する研修への参加（児童家庭課、女性サポートセンター）
内閣府等で実施する様々な研修や独立行政法人国立女性教育会館で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努めます。
- 市町村家庭教育相談員^{※1}及び子育てサポーター^{※2}等への研修（教育庁生涯学習課）
市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等がDV及び児童虐待の現状や相談対応等について研修する機会を設けます。

※1 市町村家庭教育相談員

市町村教育委員会から委嘱され、家庭教育・子育て・青少年の健全育成等の相談業務に携わる相談員。市町村教育委員会等に配置されている。

※2 子育てサポーター

子育て相談等、子育て中の保護者と子どもを支援するため市町村から委嘱されるボランティア。

② 切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組

- 女性サポートセンターの中核的機能の強化（再掲）（児童家庭課、女性サポートセンター）
中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整・支援機能の充実を図ります。また、地域の配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談員、婦人相談員等を対象として、スキルアップのための研修の充実を図るほか、市町村等へ講師派遣を行い、相談担当職員の資質向上を支援します。
- スーパービジョンの実施（男女共同参画課、男女共同参画センター）
県や市町村の配偶者暴力相談支援センター等で活動する相談員のスキルアップを図るため、相談員が多様な相談事例を共有し、その対応について専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施し、相談員が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう配慮します。
- 犯罪被害者等の支援施策担当者全体のスキルアップ（くらし安全推進課）
各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催し、犯罪被害当事者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な研修を図ります。

③ 相談員等のための心身のセルフケア

- セルフケアのための環境づくり（児童家庭課）
相談活動に伴う悩みや対応について、職員向けのこころの健康相談を活用するなど、相談員等のための心身のセルフケアが進む環境づくりを推進します。

○ スーパービジョンの実施（再掲）（男女共同参画課、男女共同参画センター）

県や市町村の配偶者暴力相談支援センター等で活動する相談員のスキルアップを図るため、相談員が多様な相談事例を共有し、その対応について専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施し、相談員が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう配慮します。

【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】

施策の方向 1 2 関係機関との連携強化

【現状と課題】

- 県では、DV被害者が相談から一時保護、自立までの継続した支援を受けられるよう体制整備を図るとともに、関係機関を含めた職員研修や情報共有のための会議を実施するなど、被害者支援の中核的な役割を担っています。

市町村では、身近な相談窓口として相談に当たるとともに、緊急時における安全確保や一時保護所を退所した被害者への経済的支援をはじめ、各種支援制度を活用した生活再建に向けた支援を実施しています。

警察では、相談業務や緊急時における安全確保、一時保護所への移送を実施するとともに、加害者への指導・警告なども行っています。そのほか裁判所における保護命令や法テラスの行っている民事法律扶助制度も被害者の生活再建支援に必要不可欠な制度です。このように公的機関や民間支援団体が、それぞれの立場で被害者支援に取り組んでいます。

- DV被害者の支援には、県、警察、市町村、民間支援団体等多くの関係機関が、個別のケースについて個人情報保護に留意しながら、必要な情報共有を図り、連携して相談、一時保護、自立の支援を行っていますが、被害者本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、関係機関が共通認識を持ち、緊密に連携して取り組み、切れ目のない支援を実施する必要があります。そのためには、各関係機関の機能や役割を明確化するとともに、情報の共有をさらに図り、連携できる支援体制を整備することが重要となってきています。

- DV被害者に対する加害者からの追及が激しい場合等は、他県の一時保護施設を利用するなど、都道府県の枠を越えた広域的な連携が必要になることから、全国知事会における広域連携についての申合せが円滑に実施できるように連携強化を図る必要があります。また、関係都道府県と連携し、制度改革に向けて国へ働きかけていくことも必要です。

- DV被害者支援活動を行う民間支援団体の活動は、相談やカウンセリング、講座・研修会の開催、資金貸付・補助、シェルターの運営など様々です。被害者に寄り添ったきめ細やかな支援をするためには、民間支援団体の役割も重要であることから、情報を共有し連携を図りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

- DV被害者のうち、性犯罪・性暴力被害者に対しては、その特性に配慮した支援が必要とされています。そのため、そのような支援を行っている民間団体等と連携を図り、総合的に支援していくことが必要です。

施策の内容

① 市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化

- 女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化（児童家庭課、女性サポートセンター）
市町村、児童相談所、健康福祉センター、警察署などで構成する「DV被害者支援連絡会議」等を開催するとともに、市町村が設置するネットワーク会議等に参加し、関係機関との連携強化を図ります。

- 暴力対策ネットワーク会議の開催
（児童家庭課、高齢者福祉課、障害福祉事業課、女性サポートセンター）
関係機関・団体の長で構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」による連絡会議を開催し、情報の共有や一層の連携の強化を図ります。

- 事例検討会等の開催（児童家庭課、女性サポートセンター）
地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、地域ごとに具体的事例に基づく事例検討会等を実施し、実践的、機動的な支援体制やシステム構築の具体策を探り、各地域に情報提供します。

② 国及び他の都道府県との連携の推進

- 県外への円滑な移送・受入れに向けた広域的な連携（児童家庭課、女性サポートセンター）
全国知事会における申合せに基づき、DV被害者の一時保護に係る広域連携が円滑に進むよう、必要な情報の共有や被害者の移送等、都道府県域を越えた連携に努めます。

- 制度改善に関する国への要望（児童家庭課、女性サポートセンター）
他の都道府県とともに、関係施策の拡充・強化等を関係府省へ要望していきます。

- 国等で主催する研修への参加（再掲）（児童家庭課、女性サポートセンター）
内閣府等で実施する様々な研修や独立行政法人国立女性教育会館で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努めます。

③ 民間支援団体との連携・協働

- DV被害者支援活動団体連絡会議の開催（児童家庭課、女性サポートセンター）
DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図ります。

■ DV被害者支援活動団体連絡会議の拡充
令和2年度 年1回 → 年2回以上の実施を目指します。

- 協働によるきめ細やかな支援（児童家庭課、女性サポートセンター）
DV被害者の相談、一時保護、生活再建等に向けた施策の推進に当たっては、民間支援団体との協働により、きめ細やかな支援に努めます。

- 民間支援団体の育成、支援（児童家庭課、女性サポートセンター）
県が行う研修等への参加を呼びかけたり、DV被害者支援に関する情報を提供するなど、民間支援団体のスタッフの資質向上を支援します。

- 性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築（くらし安全推進課）
ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対し、支援を行うとともに、被害者等のニーズに応じた柔軟な対応や心に寄り添った支援を提供するため、関係機関・団体との連携を強化し、総合的な支援を提供します。

第3章 計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

基本計画を円滑に推進するに当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村及び県が連携して、総合的・横断的に取り組んでいきます。

(1) 全庁的な推進体制の充実・強化

DVの防止及び被害者の保護に関し、施策の企画やその推進についての意見を聴取するため設置している「千葉県DV防止対策検討会議」において、年度ごとに施策の実施状況について検証するとともに、専門的な見地から幅広く意見や助言を求め、基本計画を効果的に推進します。

また、基本計画における庁内関係各課の実施状況や課題を共有するなど、各課担当者との連携を強化し効果的なDV防止施策・被害者支援に取り組んでいきます。

(2) 女性サポートセンターを核とした連携強化

中核的配偶者暴力相談支援センターである「千葉県女性サポートセンター」では、各地域の関係機関によるDV被害者支援連絡会議の開催等により、DV被害者支援についての共通認識を関係機関と深めるとともにDV相談員への助言、情報提供等を行い、連携強化を図っていきます。

また、県と市の配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所などの関係機関や団体との情報共有や一層の連携を図り、基本計画に係る施策を推進します。

(3) 市町村との連携強化

DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制を構築するためには、市町村との連携が不可欠であることから、第4次計画から引き続き基本目標として「市町村におけるDV対策の促進」について位置付け、市町村DV対策担当課長会議、地域別会議など、あらゆる機会を捉えて市町村との連携支援体制を強化します。

(4) 家庭等における暴力対策ネットワーク会議

DVや児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体で組織する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」及びその実務者会議において、連絡調整や情報の共有化を図ることにより、基本計画を効果的に推進します。

(5) DV被害者支援活動団体連絡会議

DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図り、基本計画を効果的に推進します。

2 DV被害者の実態の把握・分析

DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析し、必要に応じ施策の見直しや改善を図るなど、結果を今後の施策の推進に反映させていきます。

3 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

また、計画の進捗状況等については、「千葉県DV防止対策検討会議」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めます。併せて、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

4 計画の見直し

DV防止法の改正・国の基本方針の見直しや、上記2の被害者の実態把握・分析の結果、上記3の評価結果などにより、新たに盛り込むべき事項が発生した場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。その際は、「千葉県DV防止対策検討会議」からの意見をはじめ、市町村等広く関係者の意見を聴取します。